

第9回 不完全な意思表示(3): 錯誤

2013/05/10

松岡 久和

94条2項類推適用論の残り部分の再掲載

4 94条2項類推適用のさらなる拡張②－意思外形非対応型

Case 8-6 XはAに依頼されて、実態もないのに本件土地をAが買い受ける予約をしたことにして、売買予約に基づくA名義の仮登記をすることに同意した。ところが、AはXの委任状を偽造するなどして、仮登記を勝手に所有権を取得したという本登記になおしたうえで、事情を知らないYに売却した。XはYの移転登記の抹消を求めうるか。

4-1 過大な外形作出事例

判例 P I 86（「民法94条2項、同110条の法意に照らし」善意・無過失の第三者に登記の無効を対抗できない）
P I 88（通謀仮登記と騙して取得した書類により移転登記をして転売した事例。P I 86を踏襲）

4-2 過小な外形作出事例

判例 P I 87（二重譲渡の第一買主Yが売主Aに仮登記をする書類だと欺かれて抵当権登記と代物弁済予約に基づく所有権移転請求権の仮登記を司法書士に依頼。第二買主Bからの転得者Xが、Yを仮登記担保権者だと誤信し、移転登記後、弁済の提供をして登記の抹消を請求。P I 86を踏襲）

4-3 外観作出が重過失に基づく場合

判例 P I 89（不動産管理を委託するつもりで言われるままに登記済権利証や実印等を交付。94条2項と110条の類推適用と構成している点にも読み方に議論がある）
※ 87、89はYの帰責性の点にもやや問題を残す。

5 94条2項類推適用に関する立法論

- ・積極説と消極説が対立。消極説がやや多く（判例は形成途上で定式化困難。本来は物権法上の公信保護の問題）、中間試案から脱落。

【錯誤の意義と種類】（E121-123頁、佐144-147頁）

Case 9-1 次の場合、YはXに対して、錯誤無効の主張ができるか。

- 1) Yは鉛筆 100本の購入を希望してXに注文書を送ったが、注文書のフォームの単位が本でなくグロスになっていたのを見落とし、144,000本の鉛筆と請求書が届いた。
- 2) Yは『民法総則』を購入するつもりで誤って隣に置いてあった同じ著者の『債権総論』をX書店のレジに差し出し、帰宅してから間違いに気づいた。
- 3) Yは鉛筆 100ダースの購入を希望してXに注文書を送ったが、単位のグロスがダースと同義だと誤信していたところ、1200ダースの鉛筆と請求書が届いた。
- 4) Yは豪ドルと米ドルの交換レートが等しいものと誤解し、10,000豪ドルで買うつもりで、12,000米ドルの代金でXにその商品を注文した。
- 5) Yは取引先のK大学から鉛筆 100グロスの注文があったものと思い込み、Xに100グロスを注文したが、K大学からの注文量は100ダースであった。
- 6) Yは前に買った『民法総則』を友人Aに貸していたのを忘れて、どうしても見つからないので、X書店に一冊を注文したが、Aが返してきたので2冊も要らない。

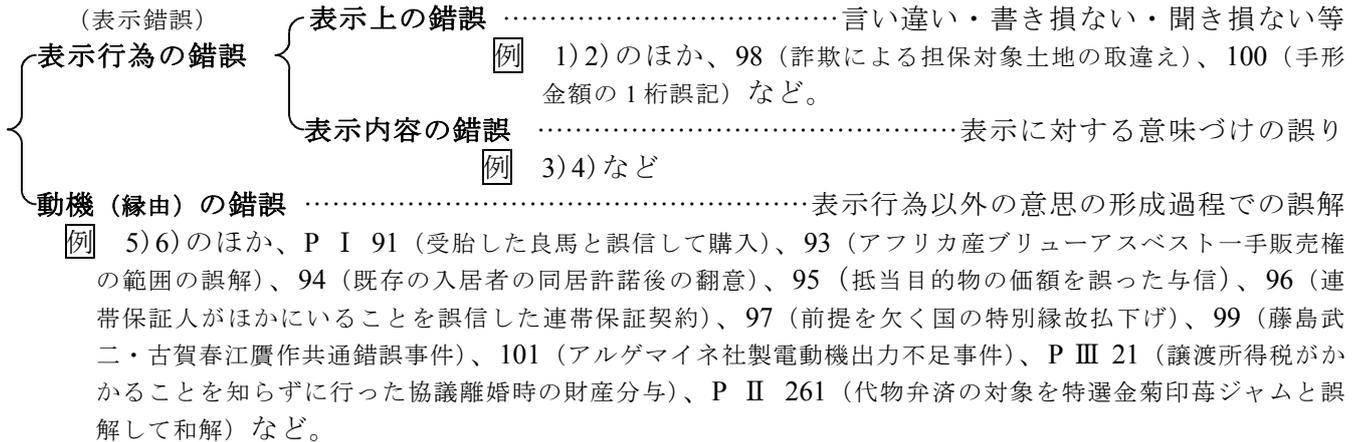
1 錯誤の意義（伝統的な二元説的錯誤論）

- ・表示（行為）から推断される効果意思と実際の効果意思が対応しておらず、そのことを表意者が気づかないこと（表示と意思の不一致）

2 錯誤の処遇

- ・法律行為の要素に錯誤があり、表意者に重過失がない場合には、無効（95条）

3 錯誤の種類と処遇振り分けの出発点



・ 区別の意味：表示錯誤は無効。動機の錯誤は原則不顧慮(=95条不適用)

← 理論的根拠：表示に対応する意思が存在しているか否か

(錯誤の意思欠缺→無効という構成)

← 実践的根拠：千差万別の動機の顧慮は相手方にとって著しい脅威
動機段階での錯誤は表意者が負担すべき危険

※特定物の性状の錯誤は、伝統的な考え方(特定物のドグマ)では動機錯誤

※区別が微妙な事例もある。P I 92 (空クレジット契約についての保証は無効。黙示の契約内容の錯誤か債務者の資力に関する動機の錯誤か)

【錯誤無効の要件】(E 123-124 頁、佐 153-160 頁)

1 「法律行為の要素」に錯誤があること

- ・ 趣旨：些細な点を口実にする契約の拘束力逃れを認めないための歯止め
- ・ 法律行為の要素＝法律行為の重要な内容(＝本質的な部分)に関する錯誤であること
- ・ 法律行為の要素に該当するか否かの一般的基準
 - ①因果関係：錯誤がなかったら表意者がそのような意思表示をしないだろうこと
 - ②客観的重要性：通常人が表意者の立場に立っても、錯誤がなかったら表意者がそのような意思表示をしないだろうという重要な錯誤であること

要素の錯誤と契約類型

- ・ 売買契約の場合 肯定傾向：目的物・代金額
否定傾向：売主の同一性。現実売買での買主の同一性
- ・ 消費貸借契約の場合 肯定傾向：元本額・利率・弁済期・借主(の信用度＝資力)・担保の有無
否定傾向：貸主の同一性
- ・ 委任契約の場合 肯定傾向：委任事務の内容・報酬の有無・契約当事者の同一性

2 表意者に重過失がないこと(95条ただし書)

- ・ 重大な過失のある者は保護に値しない。軽過失は問わない。
← 錯誤者には多かれ少なかれ過失があり、これを問題にすれば95条本文が無意味

裁判例 東京地判昭和46年5月20日判時643号53頁(薬局開設の要件である距離制限規制(当時)を知らずながら目測で要件が充たされると判断して土地を賃借した例)

- ・ 表意者に専門知識や高い理解能力がある場合には重過失とされやすいが問題もある。
※表示錯誤(Case 8-4 3)4)では重過失とされやすい(電子消費者契約法3条は例外)。
- ・ 表意者に重過失があることについて、相手方が主張・立証責任を負う。
- ・ 相手方が表意者の錯誤を惹起した場合(善意不実表示 innocent misrepresentation)、知っている場合及び共通錯誤では重過失は不問(通説)。
← 相手方に表示に対する信頼がない。さらに共通錯誤で錯誤主張を排斥すると、両当事者が望まない契約に縛られるという不当な結果となる。

【錯誤の効果】（E 124-125 頁、佐 149-153 頁）

1 取消的無効

- ・相手方や第三者は錯誤無効を主張できない（**相対的無効**とも）。
- ←①表意者保護の制度趣旨、②リスク転嫁による投機行為の禁止

判例 P I 98（錯誤した土地の買主から建物取去・土地明渡し請求を受けた同地の賃借人）、99（贗作の転買主は買主が錯誤を認めている場合、買主の錯誤を主張できるとするが、債権者代位権の行使として純化すればよいのではなかろうか）

2 善意の相手方に対する**錯誤者の信頼損害賠償義務**（有力説）

- ・ドイツ民法の規定にならうが、それとは異なって**錯誤者には過失を要する**。

※ことば **信頼利益と履行利益**

；清算の方向性の違い。履行利益は有効な契約が約束通り実現していたら得られた利益（たとえば目的物の転売利益・利用利益）、信頼利益は契約の有効性を信じて被った損害（信頼損害ともいう）であり、契約がなかった状態に戻す方向で清算して、無駄になった費用（たとえば目的物用の倉庫費用や代金支払いのための借入金の利息など）がこれに当たる。契約が有効であれば、契約の締結や履行のための費用は自己負担であるため、履行利益と信頼利益を同時に主張することはできない。一般的に経済合理的な契約締結であれば信頼利益は履行利益を超えない。履行利益を得られたことが証明できない場合には、債権者は次善の策として信頼利益の賠償を求める。

【動機の錯誤の処理をめぐる説の対立】（E 124 頁（ごく一部のみ）、佐 160-167 頁）

Case 9-2 Yは息子Aの結婚式につきX結婚式場との間で、某月某日大安にAと婚約者Bの結婚式の開催を依頼した。料金は引出物などを含めて、300万円であり、支払いは結婚式後1か月以内に行うということを約した。

次のような事情から、Yが結婚式の取りやめをXに通知した場合、Xの定めたキャンセル料200万円をYは支払う義務があるか。錯誤に関する主要な考え方のそれぞれに立って、法的関係を考えてみること。

- 1) Yの妻CがBを気に入らず、結婚に難色を示したことから、BもBの両親DEも憤慨して、婚約解消に至った場合
- 2) X結婚式場で結婚式の1か月前に不吉な殺人事件が起こった場合

1 **伝統的二元説**（判例・旧通説）

- ・原則：動機の錯誤は不顧慮
- 例外：動機が明示または黙示に表示されて法律行為の内容になっていた場合には顧慮

判例 P I 95（大正3年）が最初。黙示の表示の例として、P III 21（平成元年）
性状錯誤につき P I 91（大正6年）や P III 261（昭和33年）

否定例：最判昭和37年12月25日訟月9巻1号38頁（P I 95 関連判例③）：国が土地購入に際し、売主に譲渡所得税ができるだけ低額になるよう努めることを了解し、譲渡所得税の低減という動機が表示されていても、法律行為の内容ではなく、売主は錯誤無効を主張できない）

- ・学説では我妻を中心に客観主義的解釈で表示を重視する傾向
- ・動機錯誤を顧慮する場合、**錯誤の定義も、表示と真意の気付かない不一致に修正**
- ・**批判** ①表示錯誤も取引の安全・相手方への不利益は同等
②動機錯誤の方が表意者の要保護性が高い場合有
③表示錯誤と動機錯誤は截然とは区別困難で実践的には動機錯誤こそ重要
④表示されただけで表意者の負うべきリスクを転嫁するのは不当

2 **一元説**（近時の通説：「認識可能性説」とも）

- ：表示錯誤と動機錯誤を統一的に95条で処理
- 相手方の認識可能性がない場合には信頼を保護して**錯誤無効を否定**

※この説でも、**錯誤の定義は、表示と真意の気付かない不一致**

- ・ 錯誤認識可能性説 vs 錯誤事項認識可能性説

※前者では、共通錯誤の場合（例：両者とも真作だとして売買した絵が贋作だった P I 99 のような場合）に錯誤無効が主張できない場合があるほか、表示錯誤でも無効主張が著しく限定される。後者はこの欠点を補うために主張された。折衷説も有

- ・ **批判** ①表示錯誤に相手方の認識可能性を要求すると無効主張ができない場合が多すぎ
②認識可能性だけで表意者の負うべきリスクを転嫁するのは不当

3 新二元説（近時有力：「動機錯誤不顧慮説」とも）

- ・ 契約を中心に据えた錯誤論。動機錯誤は、錯誤としては顧慮せず、明示または黙示に契約によるリスク配分の合意に取り込まれている限りで、条件・前提（行為基礎）・性状保証・履行不能法理などによって処理←動機錯誤は表意者の情報収集や判断の誤り；相手方へのリスク転嫁は不当
- ・ 批判：①表示錯誤も表意者側が危険を負うべき事情
←→表示錯誤では予めの対処不可⇒高い要保護性。動機に関しりリスク配分は変更合意可能
②動機錯誤の方が表示錯誤よりも表意者の大きな不利益で要保護性が高い場合有
←→不利益の大小でなく、契約による対処の可能性の有無が区別の根拠
③動機錯誤と表示錯誤は区別困難
←→両者を同一視してよい理由はない

4 新一元説（「合意原因説」とも）

- ・ 契約を中心に据えた錯誤論だが、一元説のように表示錯誤と動機錯誤を統一的に処理。しかし、相手方の認識可能性を画一的に要件とするのではなく、具体的契約において動機の占める役割や重要度に応じて（とくに給付の均衡を重視）「要素の錯誤か否か」により、合意の原因が欠けていると評価できるか否か（錯誤主張の正当性）を判断
- ・ 批判：①契約の構成原理を異にするフランス法の基本概念は日本法に接合困難
②フランスでも難解だと言われるコーズ論は日本法に導入困難

【参考文献】

中松纓子「錯誤」星野英一編『民法講座 I』387頁以下（有斐閣、1984年）
石田喜久夫編『民法総則』〔磯村保〕153頁以下（法律文化社、1985年）
森田宏樹「民法九五条（動機の錯誤を中心として）」広中俊雄＝星野英一編『民法典の百年 II』141頁以下（1998年）
加藤雅信『新民法体系 I 民法総則〔第2版〕』261頁以下（有斐閣、2005年）；主張されていることは、実際には新二元説と同趣旨と思われる。「三層的法律行為論」は、説明としてはわかりやすいが、概念として定着しているわけではないので、生半可に使うと危険があることを重々承知して欲しい。

付録 法制審議会への松岡の提案「権利外観規定の新設に関する意見」（2011年8月30日）

次の案を検討する。
（外観法理）
第N条 ①第九十四条（虚偽表示）の要件を満たさない場合であっても、自ら真実に反する権利の外観を作出した者は、その権利が存在しないことを善意の第三者に対抗することができない。
②前項の要件を満たさない場合であっても、真実に反する権利の外観の存在につき前項の場合と同視できるときは、権利者はその権利が存在しないことを善意無過失の第三者に対抗することができない。